

(第149回定時株主総会招集ご通知提供書面)

# 第 149 期 報 告 書

〔 自 平成22年 4 月 1 日 〕  
〔 至 平成23年 3 月 31 日 〕

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 キャッシュ・フロー 計 算 書 (要 旨)  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告

**TSK** 月島機械株式会社

# 事業報告

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本国内においては企業収益の改善とともに生産水準が堅調に推移し、設備投資も持ち直しの動きが見られ始めました。しかしながら平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波や原発事故などをも伴ってわが国に未曾有の被害をもたらしており、物流や生産活動、個人消費などの経済面にも大きな影響を及ぼしつつあります。

当社グループが関連する機械業界では、国内の公共投資が依然低調に推移したため、上下水道分野における機械設備の需要は引き続き低調な状況でした。一方、産業機械分野においては、国内の設備投資は持ち直しの動きが見え始めたものの、東日本大震災の影響で不透明な状況となりました。反面、海外においては、新興国、資源国を中心とした設備投資需要が旺盛な状況が続きました。

このような状況の下で当社グループは、平成22年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を立て、世界的に関心の高まる環境やエネルギーをキーワードに事業活動を展開してまいりました。

国内の上下水道市場を主要マーケットとする水環境事業においては、浄水場や下水処理場における汚泥処理設備およびそれら設備の建設から維持管理業務までを一括して行うPFI (\*1) 事業およびDBO (\*2) 事業の営業活動を展開してまいりました。また、国内外の民需を主要マーケットとする産業事業においては、国内外の化学、鉄鋼、食品分野向けに各種プラント設備および単体機器の他、環境関連では廃液燃焼設備や溶剤回収設備等の営業活動を展開してまいりました。

また、中期経営計画の重点施策の一つでもある、海外を含む新規ベンダーの発掘や外国企業との協業を通じて、主要機器の一部を海外での製造委託など、コストダウンに向けた取り組みを引き続き行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとな

りました。

受注高は871億61百万円（前期比27.5%増）となり、売上高は650億42百万円（前期比3.9%減）となりました。また損益面においては、営業利益は24億20百万円（前期比24.4%増）、経常利益は25億5百万円（前期比24.1%増）、当期純利益は12億82百万円（前期比70.1%増）となりました。

\*1：PFI (Private Finance Initiative)

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

\*2：DBO (Design Build Operate)

事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

当連結会計年度における事業部門別の業績は次のとおりであります。

(水環境事業)

水環境事業においては、公共投資の縮減により機械設備の需要は低迷しておりますが、浄水場、下水処理場における設備の更新工事やそれら設備の補修工事および維持管理業務の需要は堅調に推移しております。また、複数年および包括O&M業務 (\*3) や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加しております。

このような状況の下で当社グループは、汚泥燃料化システムを活用した下水汚泥のPFI事業およびDBO事業の受注を果たし、また、省エネ型の新型汚泥燃焼システムなどの環境・エネルギー技術を核として、汚泥処理設備の更新需要の取り込みと設備の包括O&M業務の受注を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は540億48百万円（前期比15.7%増）、売上高は406億18百万円（前期比6.4%減）、営業利益は23億11百万円（前期比17.2%減）となりました。

\*3：包括O&M業務

設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事および薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

## ○受注の主なもの

大阪市平野下水処理場向け汚泥固形燃料化事業  
東京都下水道局葛西水再生センター向け汚泥焼却設備その9工事  
豊田浄水場始め6浄水場向け排水処理施設整備・運営事業  
横浜市南部汚泥資源化センター向け包括的管理委託

## ○売上の主なもの

名古屋市空見スラッジセンター向け汚泥焼却設備工事  
広島市西部水資源再生センター向け下水汚泥燃料化事業  
埼玉県中川流域下水道終末処理場向け4号汚泥焼却炉機械設備工事その2  
大阪府村野浄水場向け排水処理・熱電併給施設維持運用業務

## (産業事業)

産業事業においては、国内は各分野における企業の設備過剰感が弱まり、設備投資に持ち直しの動きが見えてまいりましたが、先の東日本大震災の影響により、一部産業の設備投資需要は不透明な状況となりました。一方、海外においては、日系企業の海外へのプラント設備の移設や中国等のアジア地域を中心とした新興国および資源国で環境関連を中心とした各種設備投資が旺盛になってまいりました。

このような状況の下で当社グループは、インドネシア向け大型化学プラント案件の受注や中国向け汚泥乾燥機の受注を果たし、その他国内外の化学、鉄鋼、食品分野において、各種プラント設備や、ろ過機、分離機、乾燥機、ガスホルダ等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。また、環境関連では廃液燃焼設備や溶剤回収設備等の営業活動を継続展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は330億93百万円（前期比52.9%増）、売上高は244億3百万円（前期比0.6%増）、営業利益は20百万円（前期比8億65百万円増）となりました。

○受注の主なもの

- インドネシア向け化学用アルミナ製造設備
- 韓国向けBPA製造設備
- 中国向け汚泥乾燥・焼却設備
- 国内向け高炉水砕設備更新工事

○売上の主なもの

- 韓国向け石炭調湿設備
- 中国向けPDCB製造設備
- 国内向け廃棄物焼却設備
- 国内向け石炭搬送設備

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は8億12百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(当社)

事務用機器（リース資産）	175百万円
研究開発用機械装置	115百万円

(3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

なお、当社グループの資金調達は主に子会社における借入金であります。詳細につきましてはP11に記載の(10)「主要な借入先」をご参照ください。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 第146期	平成20年度 第147期	平成21年度 第148期	平成22年度 (当連結会計年度) 第149期	前期比 増減率
受 注 高	83,119	66,490	68,340	87,161	27.5%増
売 上 高	77,704	77,753	67,674	65,042	3.9%減
営 業 利 益	3,254	2,849	1,945	2,420	24.4%増
経 常 利 益	3,571	3,209	2,018	2,505	24.1%増
当 期 純 利 益	827	479	753	1,282	70.1%増
1株当たり当期純利益(円)	18.18	10.55	16.86	28.82	70.9%増
総 資 産	102,925	92,916	89,809	84,315	6.1%減
純 資 産	46,721	43,765	44,603	44,718	0.3%増
1株当たり純資産額(円)	1,018.97	952.28	1,003.29	1,004.58	0.1%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、当社グループの主たる事業領域を上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、国内外の化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを事業として捉え、環境・エネルギー分野への注力と海外事業の拡大を基本方針とした中期経営計画（平成22年4月～平成25年3月）を策定し、事業活動を展開しております。

当社グループでは、国内における水環境事業においてPFI、DBO事業や包括O&M業務などライフサイクルビジネスによる安定収益化を図るとともに、中国を中心とした海外の汚泥処理分野に進出することで新たな成長分野を開拓してまいります。さらに、新興国や資源国に対する排煙脱硫システムや廃液燃焼システム、溶剤回収システムなど環境関連プラントの営業活動を積極展開することで海外事業の拡大を図ってまいります。また、当社グループの価格競争力を高めるためのコストダウン活動と差別化を図るための研究開発を推進してまいります。

### ① 基本施策

#### （水環境事業）

水環境事業を取り巻く環境は、市場の成熟化、公共投資の縮減等により規模の縮小と価格競争が激しさを増すなど今後も厳しい状況が続くものと想定されます。

一方、中国市場における上下水道のインフラ整備の需要は堅調な動きを見せております。

このような状況認識の下で当社グループは、厳しい競争環境下で生き残りを図るため、地球温暖化防止に寄与する環境・エネルギー技術の更なる研鑽に努めてまいります。具体的には、国内の上下水道設備の更新需要への対応とともに、差別化された新製品、新技術を活用したPFI、DBO事業および包括O&M業務など、ライフサイクルビジネスの営業展開を加速してまいります。また、中期経営計画の基本方針である海外事業の拡大の具体的な施策として、中国における汚泥処理設備案件の受注拡大に向けて、現地企業等との協業を加速してまいります。

### (産業事業)

産業事業を取り巻く環境は、世界的に地球温暖化対策が求められるとともに、中国を中心としたアジア地域では旺盛な設備投資意欲が認められるなど、特に海外市場においては今後の拡大が期待できるものと想定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、国内外の化学、鉄鋼、食品等分野向けに効率的な生産に寄与する各種プラント設備や単体機器の営業活動を展開するとともに、投資意欲が旺盛な新興国、資源国向けを中心として、排煙脱硫設備や廃液燃焼設備などの環境対策設備の営業強化を図ることで海外事業の拡大を進めてまいります。

## ② 海外事業の拡大

当社における海外展開は、主力製品である大型乾燥機や吊下分離機の輸出ビジネスが中心でしたが、今後は十分なリスク対策を講じた上でEPC（設計・調達・建設を含む一括請負）案件の営業活動を進めてまいります。また、昨今の世界的な流れである地球温暖化防止等環境保全に関連する規制強化を当社グループの業容拡大の機会と捉え、中期経営計画の基本方針である海外事業の拡大を図る具体的な施策として、排水・排ガス等の環境関連プラントの営業活動や中国における汚泥処理設備案件の受注に注力してまいります。

## ③ コストダウン

コストダウンは、当社グループにとって価格競争力を高め、かつ収益を確保する上で必要不可欠な施策であり、継続的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。当社グループでは案件毎の収益性を高めると共に、機械・装置やプラントの原価低減に取り組んでまいります。また、海外事業の拡大を目指すにあたり、海外における設計・調達・製造を視野に入れたコストダウンを展開してまいります。さらに、グループの全体最適化の観点から構造改革を加速し、売上に占める総原価率と販管費比率の低減に取り組んでまいります。

#### ④ 研究開発

研究開発は、当社グループが技術をベースに持続的に発展していくための要であり、特に環境・エネルギー分野における差別化技術の開発と新製品の拡充に向け一層努力してまいります。

水環境事業においては、主力市場である汚泥処理分野において基礎研究の充実を図ると共に、受注実績を積み重ねている汚泥燃料化システムや過給式流動燃焼システムに関し、更なる技術的な差別化を図るためにブラッシュアップ開発を推進してまいります。

産業事業においては、今後の市場拡大が見込まれる低品位炭乾燥の要素技術開発や二次電池材料製造技術開発を中心に、環境・エネルギー分野におけるコア技術の差別化による市場競争力の強化を図ってまいります。

### (6) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
月島テクノマシナリー株式会社	98百万円	100.0%	各種機械・装置の設計、製造、点検、修理、改造、販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	※100.0%	産業廃棄物、一般廃棄物の中間処理（焼却）
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用

(注) ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。

③ 重要な契約の状況（当連結会計年度中）

- 平成22年11月24日開催の取締役会においてJFEエンジニアリング株式会社との業務提携に関する基本合意を決議し、同日、JFEエンジニアリング株式会社との間で、海外における上下水道設備・バイオマス関連設備・産業廃棄物処理設備等での共同展開を目的とした業務提携に関する基本合意書を締結いたしました。今後、業容の拡大および競争力強化を図ってまいります。
- 平成23年3月29日独立行政法人都市再生機構との間で東京都市計画晴海3丁目西地区第一種市街地再開発事業（D棟）（以下「本開発事業」といいます。）に関する契約を締結いたしました。当社は、本開発事業において当社の新本社ビルの建設を予定しており、同ビルにグループ各社の本社機能を集約することにより業務の効率化を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社11社および関連会社5社で構成され、国内の上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業および国内外の化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主 要 な 事 業 内 容
水環境事業	1) 浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設 2) 上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売 3) 浄水場・下水処理場におけるPFI、DBO事業 4) 浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務
産業事業	1) 化学、鉄鋼、食品等プラントの設計・建設 2) 上記プラントに使用されるろ過機、分離機、乾燥機、ガスホルダ等各種単体機器の設計・製造・販売 3) 廃液・廃水・固形廃棄物処理等プラントの設計・建設 4) バイオマスエタノール製造プラントの設計・建設 5) 真空技術応用装置および関連部品の設計・製造・販売 6) 一般・産業廃棄物処理事業
その他	1) 各種機械の検査、各種排水・汚泥・排ガス等の分析 2) 大型図面・各種書類等の印刷・製本 3) 事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

(8) 主要な事業所および工場（平成23年3月31日現在）

会社名	拠点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区佃二丁目17番15号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、 広島市、福岡市、沖縄県浦添市
	工場・研究所・ 環境プロセス開発 センター	千葉県市川市
	駐在員事務所	ハノイ（ベトナム）、ジャカルタ（イン ドネシア）、ムンバイ（インド）
月島テクノメンテナンス株式会社	本社	東京都中央区
	支社	大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、郡山市、さいたま市、 千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、 京都市、広島市、福岡市
月島テクノマシナリー株式会社	本社	千葉県市川市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町

(9) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減 数
2,189名	16名減

(注) 使用人数は、就業人員であります。

② 当社の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年
620名	6名増	44.2歳	14.1年

(注) 使用人数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,902百万円
株式会社横浜銀行	1,145百万円
株式会社山口銀行	763百万円

(注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

2. 当社グループの資金調達は、主にPFI事業のために設立した寒川ウォーターサービス株式会社の借入金であります。

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項は有りません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 45,625,800株
- (3) 株主数 5,004名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
富士電機ホールディングス株式会社	5,597	12.57
大同生命保険株式会社	2,541	5.70
太陽生命保険株式会社	1,885	4.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,844	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,497	3.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,489	3.34
味の素株式会社	1,319	2.96
株式会社日本製鋼所	1,300	2.92
東洋電機製造株式会社	880	1.97
応用地質株式会社	872	1.95

(注) 1. 持株比率は自己株式1,111千株を控除して計算しております。

2. 富士電機ホールディングス株式会社は、平成23年4月1日付で富士電機株式会社に社名変更いたしました。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	山 田 和 彦	
代 表 取 締 役 (専務執行役員)	大 石 直 行	水環境事業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	西 田 克 範	社長補佐
取 締 役 (執 行 役 員)	佐 野 広	企画・開発本部副本部長、水環境事業本部副本部長 ソリューション技術部担当
取 締 役 (執 行 役 員)	牧 虎 彦	企画・開発本部長、管理本部長 関連会社統括、企業倫理、法務部担当
取 締 役 (執 行 役 員)	中 島 和 男	エンジニアリング本部長 エンジニアリング統括室、機器設計部、建設部 担当 技術管理本部長 品質保証部、コストエンジニアリング部担当
取 締 役 (執 行 役 員)	吉 川 孝	産業事業本部長 事業統括室、管理本部総務人事部、情報システム部担当
取 締 役 (執 行 役 員)	渡 邊 彰 彦	水環境事業本部副本部長 事業統括部担当
取 締 役	沢 邦 彦	富士電機ホールディングス株式会社（現 富士電機株式会社）相談役 パナソニック電工株式会社社外取締役 室蘭工業大学客員教授
取 締 役	米 澤 敏 夫	日新製鋼株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	石 山 勝 己	
常 勤 監 査 役	高 石 健 雄	
監 査 役	赤 松 俊 武	弁護士 東部瓦斯株式会社社外監査役
監 査 役	武 信 征 四 郎	

- (注) 1. 取締役沢 邦彦、米澤敏夫の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役高石健雄、赤松俊武、武信征四郎の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役高石健雄氏は富士電機株式会社の経理部長、富士電機株式会社電機システムカンパニー事業統括部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役米澤敏夫、社外監査役武信征四郎の両氏は、東京および大阪各取引所の定めに基づく独立役員であります。

## (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

### ① 就任

- ・平成22年6月29日開催の第148回定時株主総会において、渡邊彰彦氏が取締役に、石山勝己、高石健雄の両氏が監査役に選任されそれぞれ就任いたしました。

### ② 退任

- ・平成22年6月29日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって、取締役本橋時男、監査役秦野明彦の両氏は任期満了によりそれぞれ退任いたしました。

### ③ 地位・担当等の異動

- ・平成23年1月1日付で取締役兼常務執行役員西田克範氏が社長補佐に、取締役兼執行役員牧 虎彦氏が企画・開発本部長に、佐野 広氏が企画・開発本部副本部長に、中島和男氏がエンジニアリング本部長にそれぞれ就任いたしました。

### (3) 執行役員（平成23年3月31日現在）

当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	梅澤道彦	エンジニアリング本部調達部担当
執行役員	三輪浩司	企画・開発本部研究開発部担当 産業事業本部バイオ推進室担当
執行役員	長島正	CSR統括室担当
執行役員	柴田彰	水環境事業本部東京支社担当
執行役員	下田啓二	産業事業本部プラント計画部担当
執行役員	渡辺純	エンジニアリング本部プラントエンジニアリング部、電装技術部担当
執行役員	山田雅之	産業事業本部海外営業部担当
執行役員	黒板雄作	産業事業本部営業部担当
執行役員	鷹取啓太	企画・開発本部経営企画部担当
執行役員	青木真人	水環境事業本部大阪支社担当
執行役員	高野亨	管理本部財務部担当

- (注) 1. 平成23年4月1日付で、執行役員三輪浩司氏は常務執行役員に昇任いたしました。
2. 平成23年4月21日付で、常務執行役員三輪浩司氏は産業事業本部プラント計画部担当兼務となり、執行役員下田啓二氏は産業事業本部プラント計画部副担当（ICAプロジェクト担当）となりました。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等の額

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	11名	232百万円
監 査 役	5名	45百万円
合 計	16名	278百万円

- (注) 1. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役、監査役各1名が含まれております。  
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 上記には未払役員賞与32百万円が含まれております。  
4. 上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬の総額は5名41百万円です。

##### ② 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が役員を兼務する子会社等から、役員として受けた報酬の総額は9百万円です。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職状況
取 締 役	沢 邦 彦	富士電機ホールディングス株式会社（現 富士電機株式会社）相談役 パナソニック電工株式会社社外取締役 室蘭工業大学客員教授
	米 澤 敏 夫	日新製鋼株式会社社外監査役
監 査 役	赤 松 俊 武	弁護士 東部瓦斯株式会社社外監査役

- (注) 1. 沢 邦彦氏が相談役を兼務する富士電機ホールディングス株式会社（現 富士電機株式会社）は、当社大株主であります。  
2. 上記1. のほか、当社と各兼職先の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	沢 邦 彦	当事業年度に開催された取締役会全16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験をもとに意思決定に係わる重要な意見を述べるとともに、プロジェクトや投資等事業遂行上の判断やリスクに関する総合的かつ重要な助言を行っております。
社外取締役	米 澤 敏 夫	当事業年度に開催された取締役会全16回全てに出席し、長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験をもとに意思決定に係わる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外監査役	高 石 健 雄	当事業年度に開催された取締役会全16回および監査役会全8回全てに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、豊富な財務・会計の知見を活かし監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社外監査役	赤 松 俊 武	当事業年度に開催された取締役会全16回中15回および監査役会全8回全てに出席し、弁護士として専門的な見地から主にプロジェクトリスクおよびコンプライアンス体制の構築・維持に貴重な指摘や助言を行っております。
社外監査役	武 信 征四郎	当事業年度に開催された取締役会全16回および監査役会全8回全てに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、社外で得られる監査上重要な情報や有用な資料等の提供を行っております。

③ 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外役員との間では会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、950万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

井上監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

25百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額は合計金額で記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

当社は、当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、取締役会において、次のとおり決議しております。

### 内部統制システムの整備に関する基本方針

月島機械は、当社および当社グループ各社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

#### (1) 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社および当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社および当社グループ各社において「企業理念」および「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および当社グループ各社の役職員全員が遵守する。  
〔当社企業理念〕
  1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
  1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
  1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業を目指します
- ② 当社は、「取締役会」が、取締役の職務執行について全てを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行をすることが必要であると考え、職務の執行にあたる取締役は執行役員を兼務することとし、一方において業務執行の監督および牽制を効果的に実施するため、執行役員を兼務しない「社外取締役」を設ける。
- ③ 当社および当社グループ各社の経営に関する重要事項については、社内規程に基づき、取締役兼執行役員により構成される「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承し、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社グループ各社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。
- ④ 経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際しては、業務分掌規程、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- ⑤ また企業行動基準を具体化するために、各種「社内規程」（例えば、個人情報保護規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。

- ⑥ これらの規程の実効性を担保するために「倫理担当役員」を任命し、「CSR統括室」に「コンプライアンス・内部統制グループ」を組織し、また、「企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、社外の弁護士を「企業倫理ヘルプライン」の受信者側の一人として任命する。
- ⑦ 当社および当社グループ各社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、企業行動基準の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定しており、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- ⑧ 以上の実施状況を検証するため、CSR統括室は規程に基づき、「内部監査」を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係わる情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- ② これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後必要に応じて記録方法の見直しを図る。
- ③ これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社および当社グループ各社の損失の危険の管理（リスク管理）を行うため、月島機械グループ・リスクマネジメント規程を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」を招集し、当社グループ各社を統括して危機管理にあたる。日常的には、危機管理委員会の常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」にてリスク分析やリスク関連情報の一元管理を行い、優先順位をつけた予防管理を行う。
- ② 当社および当社グループ各社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- ③ また「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社および当社グループ各社の中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。

#### (5) 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により平成20年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社的レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査人による監査に備える。

#### (6) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社ならびに当社グループ各社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画およびこれに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- ② 当社は、当社グループ各社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、「子会社・関連会社の管理基準」に基づき当社グループ各社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して当社グループ各社の活動を把握し、適正に指導するために「関連会社統括」の取締役を任命する。
- ③ 当社は、当社グループ各社に対しても、企業集団として業務の適正を確保する体制を作る。具体的には、当社グループ各社において「コンプライアンス責任者」の任命、「企業倫理ヘルプライン」の設置、「月島機械グループ企業行動基準」遵守の指導等を行わせ、当社CSR統括室コンプライアンス・内部統制グループを中心とした当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- ④ 上記に加え、当社グループ各社に「取締役・監査役」を派遣し、またCSR統括室による「内部監査」を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

当社は現在、監査役を補助すべき使用人は設置していないが、監査役からの補助者に関する要請が有れば、当該使用人の人事に関し、取締役と監査役との間で意見交換を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- ② 監査役は、代表取締役社長、監査法人とは定期的に「意見交換会」を開催する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に重点を置いた監査を実施する。
- ② 監査役会は、取締役会への牽制と独立性を保つため、「社外監査役」が半数以上を占めるものとし、社外監査役については、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者或いはこれに準ずる者から起用する。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針（平成23年3月31日現在）

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「殆ど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、ろ過、分離、蒸留、乾燥、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションを顧客に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、顧客、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もともと、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が当社株主の皆様に必要なに応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

## (2) 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社及び当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社及び当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社は、当社の事業領域を、国内の上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と国内外の化学、鉄鋼、食品等の産業用設備を主要マーケットとする産業事業の2つの事業として捉えており、最近では、地球温暖化対策として世間から注目の集まるバイオマスの有効利用を注力分野と位置付け、汚泥の燃料化やバイオマスエタノール製造技術の開発に経営資源を投入し、成果を上げてまいりました。しかしながら、世界金融危機に端を発した国内外の景気後退により、特に産業事業においては厳しい事業環境下での経営を余儀なくされております。

このような状況下において当社グループは、世界的な流れである地球温暖化防止のために環境・エネルギー技術の研鑽を継続し、設備投資意欲が旺盛な新興国を中心とした海外事業の拡大を進めてまいります。また、海外での価格競争力を高めるためのコストダウンや差別化を図るための研究開発を推進してまいります。

## (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は平成20年4月28日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を決定し、平成20年6月27日開催の定時株主総会における承認を得て導入いたしました。

本プランの概要は、当社の株券等の20%以上を取得しようとする大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者に対し、①事前に大規模買付行為

に関する必要かつ十分な情報を求め、②当社取締役会が、当該大規模買付行為について情報収集および評価、検討を行うための期間（時間）を確保した上で、③当該期間経過後に大規模買付行為を開始することを手続として定め、④当該手続が遵守されない場合、または大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は、会社法その他の法律および当社定款が認める範囲内で、別途設置する第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、外部専門家等の助言を得ながら、最も適切と客観的かつ合理的に判断した措置を選択するものです。

また、本プランは、当社に対する大規模買付行為が行われた場合に、当社株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かを、必要な情報と相当期間の検討に基づいて、適切に判断するために、必要な手続を定めるものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の保護に資するものと考えております。また、当該大規模買付行為への対抗措置の必要性および措置の内容について、当社役員の保身のための恣意的な判断を排除するために、客観的かつ明確な対抗措置発動の要件を定めるとともに、外部専門家の助言を得ながら、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、客観的かつ合理的に判断するものとなっております。以上により、当社では、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

なお、対抗措置として一定の基準日現在の株主に対し新株予約権の無償割当てを行う場合の具体的内容等本プランの概要は、平成20年4月28日付「会社の支配に関する基本方針および当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」として公表しており、このプレスリリース全文については、当社ホームページ ([http://www.tsk-g.co.jp/up\\_pdf/200804281509.pdf](http://www.tsk-g.co.jp/up_pdf/200804281509.pdf)) をご参照願います。

（ご参考）

なお、「7. 株式会社の支配に関する基本方針」の「(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）」において記載する本プランにつきましては、平成23年4月28日開催の当社取締役会において、平成23年6月29日開催の第149回定時株主総会の承認を得ることを条件に、株主・投資家保護の観点から一部改訂したうえで更新することを決議しており、同株主総会の議案として上程しております。詳細につきましては、招集ご通知 株主総会参考書類 第3号議案をご覧ください。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら安定配当に努めることを利益配分の基本方針としてまいります。

内部留保資金につきましては、長期的な展望に立った新事業開拓・育成への投資、新技術開発のための研究開発投資等に活用し、企業基盤の強化に取り組んでまいります。

なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、本年5月25日開催の取締役会において1株当たり8円とし、これにより、当事業年度の配当金は中間配当金を含め1株当たり15円となります。

---

(注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。

2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	84,315	負 債 の 部	39,596
<b>流 動 資 産</b>	<b>53,333</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>28,825</b>
現金及び預金	12,148	支払手形及び買掛金	15,156
受取手形及び売掛金	30,849	短期借入金	50
有価証券	4,000	1年以内返済予定の長期借入金	1,142
仕掛品	2,245	リース債務	69
原材料及び貯蔵品	130	未払法人税等	177
繰延税金資産	2,895	前受金	3,380
その他	1,135	賞与引当金	1,581
貸倒引当金	△ 71	完成工事補償引当金	1,550
<b>固 定 資 産</b>	<b>30,981</b>	工事損失引当金	360
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,926</b>	災害損失引当金	162
建物及び構築物	3,355	その他	5,195
機械装置及び運搬具	2,137	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,770</b>
土地	7,020	長期借入金	3,989
リース資産	234	リース債務	217
建設仮勘定	9	長期未払金	833
その他	167	退職給付引当金	5,412
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,241</b>	役員退職慰労引当金	103
のれん	419	その他	213
その他	822	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>44,718</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>16,813</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>44,794</b>
投資有価証券	14,047	資本金	6,646
長期貸付金	58	資本剰余金	5,485
繰延税金資産	2,373	利益剰余金	33,254
その他	564	自己株式	△ 592
貸倒引当金	△ 229	その他の包括利益累計額	△ 76
<b>資 産 合 計</b>	<b>84,315</b>	その他有価証券評価差額金	△ 18
		繰延ヘッジ損益	△ 58
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>84,315</b>

# 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価		65,042 53,556
売上総利益 販売費及び一般管理費		11,486 9,066
営業利益 営業外収益		2,420
受取利息 受取配当金 その他	20 260 30	310
営業外費用 支払利息 その他	154 71	225
経常利益 特別利益		2,505
固定資産売却益 投資有価証券売却益 貸倒引当金戻入額	0 11 251	263
特別損失 固定資産除売却損 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 災害による損失 工事補償損失 その他	18 146 184 249 2	601
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税	303	2,167
法人税等調整額 少数株主損益調整前当期純利益	581	884 1,282
当期純利益		1,282

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年 3 月31日 残高	6,646	5,485	32,533	△646	44,018
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 667		△ 667
当 期 純 利 益			1,282		1,282
連 結 範 囲 の 変 動			123		123
自 己 株 式 の 取 得				△ 11	△ 11
自 己 株 式 の 処 分			△ 17	66	49
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	721	54	776
平成23年 3 月31日 残高	6,646	5,485	33,254	△592	44,794

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成22年 3 月31日 残高	674	△89	584	44,603
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△ 667
当 期 純 利 益				1,282
連 結 範 囲 の 変 動				123
自 己 株 式 の 取 得				△ 11
自 己 株 式 の 処 分				49
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△692	31	△661	△ 661
連結会計年度中の変動額合計	△692	31	△661	114
平成23年 3 月31日 残高	△ 18	△58	△ 76	44,718

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,761	3,497	△6,263
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,397	△ 470	1,926
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,904	△ 1,293	611
現金及び現金同等物の増減額	5,459	1,733	△3,725
現金及び現金同等物の期首残高	8,782	14,241	5,459
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	132	132
現金及び現金同等物の期末残高	14,241	16,108	1,866

### ○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、34億97百万円となりました（前連結会計年度は97億61百万円の獲得）。これは主に、仕入債務の減少額46億52百万円等の減少要因はあったものの、税金等調整前当期純利益の計上21億67百万円、売上債権の回収による売上債権の減少額43億73百万円およびたな卸資産の減少額18億18百万円等の増加要因があったことによるものであります。

### ○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、4億70百万円となりました（前連結会計年度は23億97百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出2億96百万円、投資有価証券の取得による支出1億67百万円等によるものであります。

### ○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、12億93百万円となりました（前連結会計年度は19億4百万円の支出）。これは主に、長期借入金の返済による支出6億90百万円、配当金の支払額6億67百万円等によるものであります。

# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社

会社数	7社
会社名	月島テクノメンテサービス(株) 月島テクノマシナリー(株) サンエコサーマル(株) 月島環境エンジニアリング(株) 寒川ウォーターサービス(株) 月島テクノソリューション(株) 月島ビジネスサポート(株)

前連結会計年度において非連結子会社であった月島テクノソリューション(株)、月島ビジネスサポート(株)の2社は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

### (2) 主要な非連結子会社

会社名	テーエスケーエンジニアリング (タイランド) CO., LTD. (連結の範囲から除いた理由)
-----	--

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用の関連会社

会社数	1社
会社名	江戸川ウォーターサービス(株)

- (2) 非連結子会社(テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.他3社)及び関連会社(4社)については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・仕 掛 品……………個別法
- ・原 材 料……………総平均法
- ・貯 蔵 品……………移動平均法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

- ##### ①貸倒引当金……………
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。
- ③完成工事補償引当金……………完成工事高に係わる瑕疵担保等の費用並びに無償サービス費用に備えるために、過去の経験率（国内工事と海外工事とは別途に算定）に基づく一定の算定基準により引当計上するほか、特定個別工事に対しては、必要額を見積り計上しております。
- ④工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を引当計上しております。
- ⑤災害損失引当金……………東日本大震災により被災した資産の撤去費用及び原状回復費用等に備えるため、翌連結会計年度に発生が見込まれる費用の見積額を引当計上しております。
- ⑥退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は14年、一部の連結子会社は11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
- ⑦役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員のリタイアにより支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事……………工事完成基準

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ①消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- ②連結納税制度の適用……………当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

### ③のれんの償却方法及び償却期間

……………のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行なっております。

## 4. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ9百万円、税金等調整前当期純利益は155百万円減少しております。

## 5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

## 6. 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

預 金	707百万円
売 掛 金	190百万円
投資有価証券	5百万円
長期貸付金	58百万円
計	962百万円

担保付債務は次のとおりであります。

#### ①預金、売掛金

1年以内返済予定の長期借入金	258百万円
長期借入金	3,752百万円
計	4,011百万円

②投資有価証券、長期貸付金

関係会社等の金融機関からの借入金2,449百万円に対するものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,711百万円

3. 保証債務

下記の会社および従業員の金融機関借入金等について保証を行っております。

(関係会社)

テーエスケーエンジニアリング (タイランド) CO., LTD. 43百万円

ツキシマエンジニアリングマレーシアSDN. BHD. 27百万円

(その他)

従業員 (住宅資金) 6百万円

計 77百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 45,625,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月26日 取締役会 (注)	普通株式	356	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月14日
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	311	7.00	平成22年9月30日	平成22年12月9日

(注) 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金 (0百万円) を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成23年5月25日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	356	8.00	平成23年3月31日	平成23年6月10日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については原則銀行借入による方針としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクや外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な目的のための取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券は譲渡性預金であり、そのほとんどが3ヶ月以内の満期を設定しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部の外貨建てのものについては、為替相場の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達及び連結子会社でPFI事業のために設立した寒川ウォーターサービス㈱の金融機関からの借入金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の実行及び管理は、社内規定に従い関連部門及び財務部にて行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものおよび重要性の乏しいものについては、含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,148	12,148	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,849	29,931	△917
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	17,564	17,564	—
資産計	60,562	59,645	△917
(4) 支払手形及び買掛金	15,156	15,156	—
(5) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	5,131	5,150	18
負債計	20,288	20,307	18
(6) デリバティブ取引（※）	(45)	(45)	△ 0

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、原則として短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、割賦売掛金については、長期にわたって決済されるため、債権先のリスクを勘案した利率により割引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、そのほとんどが3ヶ月以内の満期を設定しており、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券は、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもののうち、為替予約取引の時価は、先物為替相場によっております。一部の連結子会社の借入金については、金利スワップ取引を利用しており、時価の算定は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式、非連結子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額 非上場株式412百万円、非連結子会社及び関連会社株式69百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,004円58銭
2. 1株当たり当期純利益	28円82銭

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	64,444	負債の部	24,237
<b>流動資産</b>	<b>36,485</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,383</b>
現金及び預金	8,398	買掛金	10,918
受取手形	1,209	短期借入金	50
売掛金	16,868	1年以内返済予定の長期借入金	66
有価証券	4,000	リース負債	64
仕掛品	1,526	未払金	1,382
原材料及び貯蔵品	49	未払費用	170
前払費用	2	未払法人税等	55
繰延税金資産	2,089	前受り金	2,763
未収入金	1,271	預賞与引当金	2,041
短期貸付金	780	完工工事補償引当金	617
その他の金	322	完工工事損失引当金	1,329
貸倒引当金	△ 32	工事災害損失引当金	209
<b>固定資産</b>	<b>27,958</b>	その他	162
<b>有形固定資産</b>	<b>11,247</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,853</b>
建物	2,736	長期借入金	83
構築物	190	リース負債	201
機械及び装置	1,240	長期未払金	833
車両運搬具	8	退職給付引当金	2,668
工具器具備品	111	資産除去債務	66
土地	6,738	<b>純資産の部</b>	<b>40,206</b>
リース資産	214	<b>株主資本</b>	<b>40,225</b>
建設仮勘定	7	資本金	6,646
<b>無形固定資産</b>	<b>750</b>	資本剰余金	5,485
ソフトウェア	657	資本準備金	5,485
その他	93	利益剰余金	28,685
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,960</b>	利益剰余金の他	1,026
投資有価証券	13,975	退職給与積立金	27,658
関係会社株	524	配当準備積立金	161
長期貸付金	190	固定資産圧縮積立金	1,320
破産更生債権等	3	別途積立金	1,957
長期前払費用	6	繰越利益剰余金	6,919
繰延税金資産	1,065	<b>自己株式</b>	<b>△ 592</b>
敷金及び保証金	64	評価・換算差額等	△ 18
その他の金	315	その他の有価証券評価差額金	△ 18
貸倒引当金	△ 185	繰延ヘッジ損益	△ 0
<b>資産合計</b>	<b>64,444</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>64,444</b>

# 損益計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 その他の 営業外費用 支払利息 その他 経常利益 特別利益 投資有価証券売却益 貸倒引当金戻入額 特別損失 固定資産除売却損 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 災害による損失 その他 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益		37,969 31,195 6,774 6,201 572  25 975 18  1 47 1,543  11 255  17 57 184 2  1,549 △418 651 1,317
--	--	--

# 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					退職給与 積立金	配当準備 積立金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
平成22年3月31日残高	6,646	5,485	5,485	1,026	161	1,320	1,975	6,919
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮 積立金の取崩							△ 18	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 18	—
平成23年3月31日残高	6,646	5,485	5,485	1,026	161	1,320	1,957	6,919

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合 計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他 利益剰余 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計						
平成22年3月31日残高	16,633	28,035	△580	39,587	674	△1	673	40,261
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮 積立金の取崩	18	—		—				—
剰余金の配当	△ 667	△ 667		△ 667				△ 667
当期純利益	1,317	1,317		1,317				1,317
自己株式の取得			△ 11	△ 11				△ 11
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）					△692	1	△691	△ 691
事業年度中の変動額合計	667	649	△ 11	637	△692	1	△691	△ 54
平成23年3月31日残高	17,300	28,685	△592	40,225	△ 18	△0	△ 18	40,206

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①仕掛品……………個別法

②原材料……………総平均法

③貯蔵品……………移動平均法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。
- (3) 完成工事補償引当金……………完成工事高に係わる瑕疵担保等の費用並びに無償サービス費用に備えるために、過去の経験率（国内工事と海外工事とは別途に算定）に基づく一定の算定基準により引当計上するほか、特定個別工事に対しては、必要額を見積り計上しております。
- (4) 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を引当計上しております。
- (5) 災害損失引当金……………東日本大震災により被災した資産の撤去費用及び原状回復費用等に備えるため、翌事業年度に発生が見込まれる費用の見積額を引当計上しております。
- (6) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事……………工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用……………当事業年度から連結納税制度を適用しております。

6. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3百万円、税引前当期純利益は60百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式	25百万円
投資有価証券	5百万円
長期貸付金	190百万円
計	220百万円

上記に対応する債務

関係会社等の金融機関からの借入金4,024百万円に対するものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,453百万円

3. 保証債務

下記の子会社および従業員の金融機関借入金等について保証を行っております。

(関係会社)

サンエコサーマル(株)	799百万円
月島環境エンジニアリング(株)	2百万円
テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO.,LTD.	43百万円
ツキシマエンジニアリングマレーシアSDN. BHD.	27百万円

(その他)

従業員(住宅資金)	6百万円
計	879百万円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,552百万円
短期金銭債務	3,412百万円
長期金銭債権	190百万円

#### (損益計算書に関する注記)

##### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

売上高 997百万円

仕入高 5,098百万円

営業取引以外の取引高 730百万円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,111,075株

#### (税効果会計に関する注記)

##### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

売上原価見積額 300百万円

工事損失引当金 85百万円

完成工事補償引当金 540百万円

賞与引当金 251百万円

退職給付引当金 1,085百万円

税務上の繰越欠損金 1,573百万円

貸倒引当金 75百万円

長期未払金 338百万円

その他 534百万円

評価性引当額 △ 289百万円

---

繰延税金資産計 4,496百万円

##### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 1,341百万円

---

繰延税金負債計 1,341百万円

---

繰延税金資産純額 3,154百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (注4) (百万円)	科目	期末残高 (注4) (百万円)
子会社	月島テクノメン テサービス㈱	所有 直接100%	業務委託 役員兼任	上下水道処理設備の運 転・保守管理並びに補 修工事委託(注1)	1,459	買掛金 未払費用	954 1
				資金の受入(注2)	△400	預り金	800
				利息の支払(注2)	1	—	—
子会社	月島環境エンジ ニアリング㈱	所有 直接100%	業務委託 役員兼任	資金の受入(注2)	600	預り金	1,200
				利息の支払(注2)	0	—	—
子会社	サンエコ サーマル㈱	所有 直接68.9% 間接31.1%	役員兼任	債務保証(注3)	799	—	—
				保証料の受入(注3)	4	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般取引と同様、市場価格に基づき、案件ごとに交渉のうえ決定しております。

(注2) 資金の受入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。「取引金額」は年間の純増減額であります。

(注3) サンエコサーマル㈱の金融機関等からの借入につき、債務保証を行なったものであり、年率0.4%の保証料を受領しております。

(注4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 903円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 29円58銭  |

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

月島機械株式会社

取締役会 御中

井上 監査法人

代表社員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島機械株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島機械株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」4. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月16日

月島機械株式会社

取締役会 御中

井上 監査法人

代表社員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島機械株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」6. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR統括室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月20日

月島機械株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 石 山 勝 己 ㊟  
常 勤 監 査 役 高 石 健 雄 ㊟  
監 査 役 赤 松 俊 武 ㊟  
監 査 役 武 信 征 四 郎 ㊟

(注) 監査役 高石健雄、赤松俊武および武信征四郎は、会社法第2条第16号および第33条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日  
定時株主総会 3月31日  
期末配当金受領株主確定日 3月31日  
中間配当金受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人  
特別口座 口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081  
東京都江東区東砂七丁目10番11号  
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公 告 方 法 電子公告 <http://www.tsk-g.co.jp>  
(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単 元 株 式 数 1,000株
- 株 主 優 待 制 度 (1) 毎年3月末日最終の株主名簿に記録された1,000株以上ご所有の株主に対し、10月中旬に一律に新米(新潟魚沼産こしひかり)4kgをご送付いたします。  
(2) 毎年9月末日最終の株主名簿に記録された1,000株以上ご所有の**新規株主**に対し、11月中旬に一律に新米(新潟魚沼産こしひかり)4kgをご送付いたします。
- ホームページアドレス <http://www.tsk-g.co.jp>  
(IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)